

## 臨時的な取扱いに関わる有効期間と受付開始日

臨時的な取扱い (6か月延長)	有効期間満了日	更新申請 受付開始日
対象	令和5年2月28日(火)	令和5年1月4日(水)
	令和5年3月31日(金)	令和5年1月30日(月)
対象外 ( <u>通常の更新申請が必要</u> )	令和5年4月30日(日)	令和5年3月1日(水)
	令和5年5月31日(水)	令和5年4月3日(月)

※更新申請において、新型コロナの影響により面会が困難で認定調査を実施できない場合に、従来の有効期間に6か月を合算できる取扱いは、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとします。

そのため、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新申請を実施していただくようお願いいたします。